

第一五九回

閣第二六号

外務省設置法の一部を改正する法律案

外務省設置法（平成十一年法律第九十四号）の一部を次のように改正する。

第五条第一項中「及び儀典長一人」を削り、同条第三項を削る。

附 則

この法律は、平成十六年八月一日から施行する。

理 由

能動的、戦略的な外交を展開するために外務省の機構を整備するに当たり、儀典長を廃止する必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。